

## 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果の概要について

（仮称）和泉市自治基本条例案（原案）に対するパブリックコメントの実施結果の概要は、以下のとおりです。

### 1 パブリックコメントの募集期間

平成 21 年 3 月 6 日（金）～平成 21 年 3 月 31 日（火）

### 2 意見提出状況

提出者数 12 名 意見件数 34 件

### 3 庁内意見募集

パブリックコメント実施期間内に、原案に対する市役所庁内各課からの意見募集も実施しましたので、併せて結果を記載しています。（23 課・室から 61 件）

### 4 項目別意見数

項目	市民	庁内	合計
全体	8	6	14
条例の名称	0	1	1
前文	2	4	6
第 1 条「目的」	0	0	0
第 2 条「最高規範性」	2	2	4
第 3 条「用語の定義」	0	5	5
第 4 条「情報共有の原則」	1	0 (1)第 23 条 に含む	1
第 5 条「参加・参画の原則」	1	2	3
第 6 条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」	1	6	7
第 7 条「協働によるまちづくりの推進の原則」	0	1	1
第 8 条「市民の権利」	0	0	0
第 9 条「市民の責務」	0	1	1
第 10 条「子どもの権利」	1	4	5
第 11 条「事業者の責務」	0	3	3
第 12 条「議会の役割及び責務」	2	3	5
第 13 条「議員の責務」	2	0 (1)第 12 条 に含む	2
第 14 条「市長の責務」	1	0	1
第 15 条「職員の責務」	1	2	3

項目	市民	庁内	合計
第 16 条「コミュニティ」	1	2	3
第 17 条「市民相互の意見交換の場」	0	2	2
第 18 条「行政運営の基本原則」	2	2	4
第 19 条「総合計画」	0	0	0
第 20 条「行政評価」	0	0	0
第 21 条「財政運営」	0	1	1
第 22 条「行政手続」	1	1	2
第 23 条「意見・要望・苦情等への対応」	0	3	3
第 24 条「人材育成」	0	1	1
第 25 条「危機管理」	0	1	1
第 26 条「子どもの育成」	0	0	0
第 27 条「市民と行政との意見交換の場」	1	1	2
第 28 条「政策立案過程への参画」	0	1	1
第 29 条「審議会等」	0	1	1
第 30 条「協働の促進」	0	0	0
第 31 条「協働による事業の実施方法」	0 (1)第 27 条に 含む	0	0
第 32 条「住民投票」	4	4	8
第 33 条「市民自治推進委員会」	0	0	0
第 34 条「条例の見直し」	0	1	1
その他	3	0	3
合計	3 4	6 1	9 5